

◎淀川右岸水防事務組合職員の
給与に関する条例

制 定 昭35. 4. 1 条例9

最近改正 平30. 12. 25 条例7

(目 的)

第1条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(昭43条例8、昭46条例5、平18条例1、平26条例3一部改正)

(給与の支払)

第2条の2 この条例に基づく給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(平7条例2追加)

(給 料)

第3条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表及び職務の級)

第4条 職員の給料は、給料表(別表)に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級(以下「職務の級」という。)に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、管理者が定める。

(昭46条例5一部改正)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように管理者が定める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が定める。

3 職員の昇給は、管理者が定める日に、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が4級以上である職員にあっては、4号給以内で管理者が定める号給数)とすることを基準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。

5 管理者が定める年齢を超える職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「4号給以内で管理者が定める号給数」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

9 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表に掲げる再任用職員の級料月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。

10 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額
は、前項の給料月額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当
たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

（平17条例1、平19条例1一部改正、平19条例1一部追加、平22条例2一部改正・追加）

（給料の支給方法）

第5条の2 職員の給料の支給方法は、次の各号による。

- (1) 給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとする
- (2) 新たに職員となった者には、その日から日割計算の方法により算出した給料を支給し、昇給、降給等
により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。ただし、離職又は死亡の際
昇給を受けた者については、この限りではない
- (3) 職員が離職し又は死亡したときは、その月の末日までの給料を支給する。ただし、懲戒処分又は分限
処分（管理者の定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する
- (4) 離職した職員が即日又はその翌日職員となった場合の給料支給については、引き続き在職するものと
みなす

（昭36条例6一部改正、昭40条例10一部追加）

（特別職の職員の給与）

第6条 管理者、副管理者等の特別職の職にある者のうち常勤の職員の給料については、他に特別の定めあるも
のを除き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例に準じ管理者が定める。

2 前項の職員に対しては、給料のほか、他の常勤の職員に支給する手当を支給することができる。

3 第1項の職員が任期満了又はその他の事情により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、
給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。

4 第1項の職員が離職した月に他の職員となった場合でも又は一般職に属する者が離職した月に第1項の職員
となった場合でも、その月分の給料その他の給与は、重複して支給しない。

（平19条例1一部改正）

（日給者の給料）

第7条 日給は、執務の日数によって支給する。

（給料の減額）

第8条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があ
った場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支
給すべき給料の額から減額する。

2 前項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）のため勤務しない
日が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料月額の100
分の50とする。

（給料の減額の特例）

第9条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、前条第1項の規定に基づく管理者の
承認の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通
の制限又は遮断されたとき 必要と認められる期間
- (2) 選挙権その他公民としての権利を行使するとき 必要と認められる時間
- (3) 職員が分娩するとき 産前産後を通じて16週間

- (4) 女子職員が生後満1年に達しない生児を育てるとき 1日2回各30分
- (5) 在職1年以上の職員が結婚するとき 3日
- (6) 女子職員で生理日の勤務が著しく困難なとき 1回につき2日
- (7) 職員が親族の喪にあったとき 忌引に関し別に定めるところによる日数
- (8) 結核性呼吸器病により勤務停止を命ぜられた職員が療養休暇を付与されたとき 勤務停止を命じた日から2年以内の期間
- (9) 職務に専念する義務を免除されたとき 管理者の定める期間又は時間
- (10) 前各号に掲げるもののほか管理者が定める事由 当該事由について必要と認められる期間又は時間
(昭46条例5、昭62条例2、平7条例2、平11条例11一部改正)

第9条の2 前条第8号に規定する勤務停止（勤務停止の期間は3年以内とする。）を命ぜられた者が、療養のため勤務に服さない期間については、次に掲げるものを支給する。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当

2 勤務停止を命ぜられた者が、前条第8号の期間を経過したときは、その者の服務については、これを疾病による欠勤とみなす。

(昭62条例2一部追加、平18条例1一部改正)

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第10条 第8条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 第8条第1項に規定する1時間当たりの給料額は、給料の月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

(昭52条例5、平4条例2一部改正)

(給料、手当等の支給日)

第11条 次の各号に掲げる職員の給料、手当等は、特別の事情のない限り、毎月17日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときはその翌日に、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日に支給する。

- (1) その月の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び通勤手当
- (2) 前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び宿日直手当

(昭43条例7追加、昭58条例3全改、昭59条例2、昭61条例8、平17条例8、平18条例1一部改正)

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある親族

(昭45条例12、昭56条例5、昭57条例2、平4条例9、平30条例1一部改正)

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6、500円(その職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。))にあつては、3、500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10、000円とする。

(昭42条例6、昭45条例12、昭48条例2、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭54条例3、昭55条例4、昭56条例5、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例2、昭63条例7、平元条例7、平2条例9、平3条例7、平4条例9、平5条例6、平6条例5、平8条例5、平9条例9、平14条例2、平15条例2、平17条例8、平19条例1、平20条例3、平20条例5、平30条例1一部改正)

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にあるもの(以下「特定扶養親族たる子」という。))がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6、000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(平5条例6追加、平6条例5、平7条例2、平8条例5、平9条例9、平10条例13、平11条例11、平12条例7、平17条例1、平20条例3、平30条例1一部改正)

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当は、新たに職員となった者に、扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員以外の職員となった場合又は職員に同項第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月)からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に同項第1号に該当する事実が生じた場合においてその届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 3 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び6級職員以外のものが6級職員となった場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日(前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族(その誕生日が4月1日であるものを除く。))が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日)の属する月をもって支給を終り、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

(昭45条例12、昭49条例9、平5条例6、平9条例9、平30条例1一部改正)

(地域手当)

第13条の2 職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の100分の16とする。

(昭43条例7追加、昭46条例5、昭57条例2、昭61条例3、平18条例1、平19条例1、平28条例3一部改正)

(住居手当)

第13条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額10,000円を超える家賃を払っている職員に対して支給する。ただし管理者の定める職員については、この限りでない。

2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において管理者が定める。

(昭46条例5追加、昭48条例2、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭54条例5、昭55条例4、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例8、昭63条例7、平2条例9、平4条例9、平5条例6、平7条例2、平10条例13、平12条例7、平15条例2、平24条例6一部改正)

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員。ただし、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員。ただし、交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く

2 通勤手当の額は、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として管理者が定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間(当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下に同じ。)につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

(昭37条例7、昭39条例11、昭41条例14、昭42条例6一部改正、昭44条例4一部追加改正、昭45条例12、昭48条例8、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭55条例4、昭56条例5、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例8、平元条例7、平

3 条例 7、平 6 条例 5、平 8 条例 5、平 1 2 条例 7、平 1 6 条例 1、平 1 7 条例 1、平 2 2 条例 2 一部改正)
(管理職手当)

第 1 5 条 管理又は監督の地位にある職員のうち管理者の指定するものに対しては、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 をこえない範囲内において管理者が定める。

(昭 5 5 条 4、平 1 9 条例 1 一部改正)

(特殊勤務手当)

第 1 6 条 職員が水防活動に従事した場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項に定める特殊勤務手当の額は、1 回につき、 $3,500$ 円とする。

(昭 5 9 条例 2 全改、平 2 2 条例 2、平 2 8 条例 3 一部改正)

(時間外勤務手当)

第 1 7 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務 1 時間につき第 1 8 条に規定する勤務 1 時間当りの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 まで (再任用短時間勤務職員にあっては、 100 分の 100 から 100 分の 150 まで) の範囲内において管理者が定める割合 (その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前項に掲げる勤務以外の勤務

(平 2 2 条例 2 一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務に関する条例 (昭和 35 年淀川右岸水防事務組合条例第 2 2 号。以下「勤務条例」という。) 第 1 1 条第 2 項の規定により、あらかじめ同条例第 9 条の規定により割り振られた 1 週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(平 1 8 条例 9 一部改正追加、平 2 9 条例 2 一部改正)

3 前 2 項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が 1 月につき 6 0 時間を超えた職員には、前 2 項の規定にかかわらず、その 6 0 時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額に、第 1 項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 150 (その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 100 分の 175) を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(平 2 2 条例 2 追加、平 2 3 条例 3 一部改正)

4 勤務条例第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 6 0 時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額に、第 1 項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 150 (その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 100 分の 175) から第 1 項に規定する管理者が定める割合 (その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を、第 2 項の規定の適用を受ける場合にあつては 100 分の 25 を乗じて得た額の時間外勤務手当を、支給することを要しない。

(平5条例6、平18条例9、平22条例2一部改正、平29条例2全部改正)

(勤務1時間当たりの給与額)

第18条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額と地域手当の月額の合計額を1時間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

(昭43条例7、昭52条例5、平4条例2、平18条例1一部改正)

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務した職員には、次のとおり宿直手当又は日直手当を支給する。

(1) 宿直手当 1夜 5,800円

(2) 日直手当 1日 5,800円

(昭43条例7、昭46条例5、昭48条例8、昭49条例9、昭52条例5、昭57条例2、昭62条例2、平4条例2、平4条例9、平6条例5、平7条例2、平8条例5、平9条例9一部改正、平30条例7一部改正)

2 前2条の規定は、前項の勤務については、適用しない。ただし、前項の勤務中警報発令等により命により非常警戒警備事務に従事した場合は、その非常警戒警備事務従事の時間については、時間外勤務手当を支給し、その他の時間については宿日直手当として支給する。

(昭38条例8、昭39条例11、平11条例11一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において管理者が定める(当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

(平26条例3追加、平28条例3一部改正)

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 6月又は12月に在職する職員には、別に条例の定めるところにより期末手当及び勤勉手当を支給する。

(昭38条例4一部追加、平9条例9、平11条例11、平15条例2一部改正)

(再任用職員についての適用除外)

第20条の2 第12条、第13条及び第13条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(平22条例2追加)

(休職者の給与)

第21条 法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第68条第2項に定める傷病手当金の支給期間、同法第54条の規定により同法第5

3条第1項第8号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法(大正11年法律第70号)第99条第2項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中給料、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

3 職員の分限に関する条例(昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第8号)第3条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(昭46条例5、昭54条例3、平18条例1、平22条例2、平28条例3、平28条例8一部改正)

第21条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務に服さない期間については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項に規定する平均給与額に相当する金額を支給する。

(昭54年条例3追加、昭62年条例2一部改正)

(給与を受ける権利の処分禁止)

第22条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することはできない。

(昭46年条例5改正)

(給与からの控除)

第22条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員互助会に支払うべき職員の掛金及び返還金
- (2) 職員で組織する厚生会の会費
- (3) 職員が契約した金融機関の定期的積立金及び生命保険等の保険料

(昭51条例8追加、平7条例2一部改正)

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭46条例5一部改正)

附 則 (昭和35.4.1条例9、昭49.6.27条例、平14.12条例5、平16.3.29条例1一部改正)

1 この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

2 この条例中、第4条及び第21条に規定する別表第1及び第2は昭和35年2月15日から、第14条に規定する通勤手当の支給は昭和34年4月1日から適用する。

3 別表給料表の規定の昭和49年度における適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の10を乗じて得た額(その乗じて得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算したものとする。

4 次に掲げる職員(管理者が定める職員を除く。)に対する平成15年4月1日(第2号に掲げる職員にあつては、新たに給料表の適用を受けることとなった日)以降における最初の第5条第3項及び同条第5項第1号の規定の適用については、同条第3項中「12月」とあるのは「24月」と、同条第4項中「前項」とあるのは、「附則第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項第1号中「24月」とあるのは「36月」と、「18月」とあるのは「30月」とする。

(1) 平成15年4月1日に在職する職員

(2) 平成15年4月2日から平成16年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった

職員

附 則（昭和35. 12. 23条例25）

（施行の期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和35年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭36. 4. 1条例4）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和35年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭36. 7. 1 条例6）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則（昭37. 4. 20 条例4）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の前日までの期間に係る給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭37. 6. 26 条例7）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の前日までの期間に係る通勤手当は改正後の条例の規定による内払とみなす。

附 則（昭38. 3. 30 条例4）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1給料表及び別表第2暫定手当定額表の改定は、昭和37年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和37年10月1日以降この条例の施行の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭38. 6. 29 条例8）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和38年4月1日以降この条例の施行の前日までの期間にかかる日直手当及び宿直手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

附 則（昭39. 6. 19 条例9）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、管理者の定めるところにより、条例第5条第3項に規定する期間を短縮することができる。

3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え清算その他必要な事項は、管理者が定める。この場合において管理者は予算の範囲内で必要な調整をすることができる。

4 改正前の条例に基いて切替日からこの条例の施行期日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の

条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭39. 7. 23 条例11）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第14条については、昭和38年10月1日から適用し、第19条については、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、すでに支払われた第14条及び第19条の適用については、昭和38年10月1日及び昭和39年4月1日以降のこの条例の施行の日の前日までの期間にかかる通勤手当及び宿日直手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭40. 6. 23 条例3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第1については、昭和39年9月1日（以下「切替日」という。）から、別表第2については、昭和40年4月1日から適用する。ただし、別表第1については、昭和39年9月1日から昭和40年3月31日までの間次のとおり読み替えて適用するものとする。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより条例第5条第3項若しくは第5項第1号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭40. 12. 25 条例10）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭41. 3. 26 条例14）

- 1 この条件は、昭和41年4月1日から施行し、昭和40年9月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、職員の給与に関する条例第5条第3項に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭42. 3. 29 条例6）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和41年9月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭43. 3. 29 条例7）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和42年8月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭44. 3. 26 条例4）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定は、昭和43年5月1日から、改正後の条例別表第1の規定は、昭和43年7月1日から、附則第3項に規定する条例の同項による改正後の第2項及び第4項の規定は、昭和43年4月1日から、第3項の規定は、昭和43年7月1日から適用する。
- 3 この条例による、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和43年4月1日（通勤手当にあっては、昭和43年5月1日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭45. 3. 27 条例12）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第13条の規定を除く。）及び付則第3項の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 次の各号の1に該当する者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。
 - （1） 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる18才未満の子（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に、この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者
 - （2） 切替期間からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる18才未満の子を有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）
 - （3） 切替期間において配偶者のない職員となった者（扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる18才未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
 - （4） 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる18才未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの。
- 4 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「600円（職員に配属者が不在の場合にあっては、1,200円）」とあるのは「600円」とする。
- 5 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配

偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる18才未満の子（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該18才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における改正前の条例第13条第1項第2号または附則第4項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月から行うものとする。

（昭和44年度の夏季手当に関する特例）

6 昭和44年度の夏季手当に関する条例（昭和44年淀川右岸水防事務組合条例第7号）第3条第2項における給与月額、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（特例給与の内払）

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭46. 3. 29 条例5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和45年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第1項の規定は、昭和46年1月1日から適用する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和44年淀川右岸水防事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項に改める。

4 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和45年淀川右岸水防事務組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし以下順次繰り上げる。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

5 職員の懲戒に関する条例（昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び暫定手当」を「及び調整手当」に改める。

（給与の内払）

6 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和45年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭47. 3. 30 条例1）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和46年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第12条第14項の規定は、昭和47年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和46年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭48. 3. 28 条例2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭48. 12. 21 条例8)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 昭和48年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間。次項第2号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第5条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定め

る職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間)

- (2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第13条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日(同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあつては、管理者の定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第13条の3)の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期間	
1 等 級	1 2	1 2	3月	6月
	1 3	1 3	6	9
	1 4	1 3		
	1 5	1 4	3	6
	1 6	1 5	6	9
2 等 級	1 3	1 3	3	6
	1 4	1 4	6	9
	1 5	1 4		
	1 6	1 5	3	6
	1 7	1 6	6	9
	1 8	1 6		
	1 9	1 7	3	6
	2 0	1 8	6	9
3 等 級	1 5	1 5	3	6
	1 6	1 6	6	9
	1 7	1 6		
	1 8	1 7	3	6
	1 9	1 8	6	9
	2 0	1 8		
	2 1	1 9	3	6
4 等 級	1 9	1 9	3	6
	2 0	2 0	6	9
	2 1	2 0		
	2 2	2 1	3	6
	2 3	2 2	6	9
	2 4	2 2		
	2 5	2 3		
5 等 級	2 3	2 3	3	6
	2 4	2 4	6	9
	2 5	2 4		
	2 6	2 5	3	6
	2 7	2 6	6	9
	2 8	2 6		

附 則 (昭49. 6. 27 条例)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額)

- 3 昭和49年4月1日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日以降における給料月額は、管理者が定める。

(諸手当の支給等)

- 4 この条例の施行に伴う諸手当の支給その他の取扱いについては、管理者が定める

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭49. 12. 24 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定 (第13条の規定を除く。)は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第1項の規定は、昭和49年9月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和49年4月1日 (以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

- 4 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。)第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族 (18才未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの (切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者のなかった者 (扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。)
 - (2) 切替日からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日までの間 (以下「切替期間」という。)において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものがあり、その届出に係る事実が生じた日 (その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかったもの (前号に該当する者及びこれらの日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。)
 - (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者 (改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされ

た扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となった者を除く。)であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの(その日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。)

(4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者のある職員となった者であって、その配偶者のある職員となった日に、扶養親族たる父母等で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの(その日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。)

5 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「1,800円(職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については4,000円)」とあるのは「1,800円」とする。

6 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第2号又は附則第4項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月から改定する。

(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭51.3.29 条例4)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和50年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例の一部改正)

4 淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第18号)の一部を次のように改める。

第6条の2見出中「失業保険法」を「雇用保険法」に、同条第1項中「失業保険法」を「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）に同条第2項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

（給与の内払）

5 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭51. 12. 23 条例8）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭52. 3. 30 条例5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項及び第18条の改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項、第13条の3第2項、第14条第2項、第19条第1項並びに別表給料表の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

（最高号給の切替え等）

3 昭和51年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例）

4 昭和51年度の夏季手当に関する条例（昭和51年淀川右岸水防事務組合条例第5号）第3条第2項の規定を適用する場合における給与月額は、改正後の条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による給与月額とする。

（給与の内払）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭53. 3. 27 条例3）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から管理者の定める日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第13条の3又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭54.3.19 条例3）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定並びに附則第8項の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項、第14条第2項及び別表の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第5項第2号において同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和53年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後同年10月1日以前であるときは同年10月1日に、同年10月2日以後であるときは昭和54年1月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第5条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（1） 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）

（2） 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。

(改正後の条例第5条の規定の適用の経過措置)

7 改正後の条例第5条第2項の規定の切替日から昭和53年12月31日までの間における適用については、同条第2項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年淀川右岸水防事務組合条例第3号)附則別表暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月額」という。)」とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

8 職員の分限に関する条例(昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第8号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

2 当分の間、スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で管理者の指定する疾患にかかり、法第28条第2項第1号の規定により休職にされた者の第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。

(給与の内払)

9 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

暫定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
2 等 級	18	18	3	265,800円
	19	19	6	268,000
	20	20	9	270,200
	21	20		
	22	21	3	274,600
	23	22	6	276,900

附 則 (昭54.6.29 条例5)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭55. 3. 28 条例4)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

3 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭56. 3. 30 条例5)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定（扶養手当の月額を改める部分を除く。）、同条第2項の次に1項を加える改正規定及び第13条第3項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この条例（第12条第2項第5号の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

3 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭57. 3. 30 条例2)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第2項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例（前項但し書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(管理職員に係る給料の額の特例)

3 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）から同年9月30日までの間において管理又は監督の地位に

ある職員のうち管理者が指定するものであった職員に対し前項の規定を適用する場合の切替日から昭和56年9月30日までの間で管理者が定める期間における給料の額については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により支給されていた給料の額とする。

（最高号給等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行日から昭和57年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例）

6 昭和56年度における期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与額は、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（給与の内払）

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭58.6.22 条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭59.3.30 条例2）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 6 0 . 3 . 2 5 条 例 3)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の給料月額の変更等)

- 3 昭和 5 9 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の変更、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 6 1 . 3 . 2 6 条 例 3)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 6 0 年 7 月 1 日から適用する。

(最高号給等の給料月額の変更等)

- 3 昭和 6 0 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の変更、清算その他必要な事項は、管理者が定める

附 則 (昭 6 1 . 1 2 . 1 5 条 例 8)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 1 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (昭 6 2 . 3 . 2 3 条 例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 9 条の改正規定、別表第 2 の改正表及び附則第 8 項の改正規定は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（第 1 9 条の改正規定、別表第 2 の改正表及び附則第 8 項の改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（別表第2への切替え等）

5 昭和62年4月1日（以下「新切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）の新切替日における職務の級は、旧級に対応する同じ職務の級とする。この場合において、旧級に対応する2の職務の級があるときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

6 前項の規定により新切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新切替日の前日においてその者が受ける号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

7 前項の規定により新号給を定められる職員に対する新切替日以後における最初の改正後の条例第5条第3項又は第5項第1号の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。ただし、旧号給が旧級の最高の号給であって、新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の一部改正）

8 淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「何等級」を「何級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表中「1等級」を「6級」に、「2等級」を「5級」に、「3等級」を「4級」に改める。

（淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例の一部改正）

10 淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「12週間」を「16週間」に、「6週間」を「8週間」に改める。

第22条中「与える。」の次に「1回につき2日」を加える。

（施行の細目）

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭62.12.15 条例8）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受

ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭63.12.23 条例7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月給を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元.12.21 条例7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払

とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平2. 12. 27 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平3. 12. 19 条例7)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平4. 3. 24 条例2)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平4. 12. 24 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受け
る職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（扶養手当に関する経過措置）

4 次の各号の1に該当するものは、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日
において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当
する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。）がなく、かつ、この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改
正前の条例」という。）第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった
旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

- （1） 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）
において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれ
た者で改正後の条例第12条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶
養親族たる子等」という。）を有していたもの
- （2） 切替日において、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
- （3） 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となったもの
- （4） 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であつた
者
- （5） 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされた
扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、
その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなか
つたもの
- （6） 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でな
い配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2
号から第5号までの扶養親族がなかったもの

5 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第13条第2項及び第3項の規定の適用については、
同条第2項中「その事実が生じた日の属する月の翌月」とあるのは「その事実が生じた日の属する月の翌月（淀
川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川右岸水防事務組合条例第2号。
以下「改正条例」という。）附則第4項第2号に該当する者で同項の規定による届出を行ったものにあつては、
平成4年4月）」と、「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定による届出が改
正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出を」とあるのは「それぞれそ
の届出を」とし、同条第3項中「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定によ
る届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出」とあるのは「そ
れぞれその届出を」とする。

6 職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第13条第2項ただし書及び第3項
ただし書の規定の適用については、これらの規定中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「淀川
右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川右岸水防事務組合条例第2号）
の施行の日から30日」とする。

- （1） 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- （2） 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- （3） 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶

者のない職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平5. 12. 20 条例6)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書にかかる改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成5年12月31日までの間の住居手当)

4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成5年12月31日までの間における適用については、同項中「28,000円」とあるのは「27,500円」とし、「8,500円」とあるのは「7,000円」とする。

(給与の内払)

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平6. 12. 21 条例5)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第19条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書にかかる改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平7. 12. 18 条例2）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から平成7年12月31日までの間の住居手当）

4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成7年12月31日までの間における適用については、同項中「9,000円」とあるのは「8,500円」とする。

（給与の内払）

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平8. 12. 17 条例5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平9. 12. 24 条例9）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例（第19条第1項及び第20条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平10.12.21 条例13）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から平成10年12月31日までの間の住居手当）

4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成10年12月31日までの間における適用については、同項中「9,500円」とあるのは、「9,300円」とする。

（給与の内払）

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平11.12.22 条例11）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

2 この条例（第19条第1項の改正規定をのぞく。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 1 2 . 1 2 . 2 1 条例 7)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 4 条及び別表の改正規定は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例 (第 1 4 条及び別表の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員給与の清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 1 4 . 1 2 . 1 7 条例 2)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 1 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平 1 5 . 1 2 . 1 7 条例 2)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 0 条の改正規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成 1 6 年 1 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

附 則 (平 1 6 . 3 . 2 9 条例 1)

この条例の施行期日は、管理者が定める。ただし、附則第 4 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平 1 7 . 3 . 2 8 条例 1)

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 1 7 . 1 2 . 2 1 条例 5)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

(最高号級を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行日 (以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号級を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平17.12.21 条例8）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平18.3.22 条例1）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平18.12.21 条例9）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が別に定める。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平19.3.22 条例1）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則第4項に規定する職員を除き、旧級、新級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額切替え）

4 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、管理者が定める。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者が施行日以後に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額がその者が施行日の前日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に達しないこととなるものの給料月額は、施行日の前日の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を115分の100で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。）とする。

6 前項の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号）第1条の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、新条例別表の規定による給料月額とする。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	6 級	

附則別表第2 号給の切替表

旧号給	経過期間	旧級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		新級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級		
1	3月未満			1	2 1		1	1	1	1			1	1		
	3月以上6月未満			1	2 2		1	2	1	1			1	1		
	6月以上9月未満			1	2 3		1	3	1	1			1	1		
	9月以上12月未満			1	2 4		1	4	1	1			1	1		
	12月以上			1	2 5		1	5	1	1			1	1		
2	3月未満			1	2 5		1	5	1	1			1	1		
	3月以上6月未満			1	2 6		2	6	1	2			1	1		
	6月以上9月未満			1	2 7		3	7	1	3			1	1		
	9月以上12月未満			1	2 8		4	8	1	4			1	1		
	12月以上			1	2 9		5	9	1	5			1	1		
3	3月未満			1	2 9		5	9	1	5			1	1		
	3月以上6月未満			1	2 9		6	10	1	6			1	1		
	6月以上9月未満			1	3 0		7	11	1	7			1	1		
	9月以上12月未満			1	3 0		8	12	1	8			1	1		
	12月以上			1	3 1		9	13	1	9			1	1		
4	3月未満	1 3	1	3 1		9	13	1	9			1	1			
	3月以上6月未満	1 4	2	3 1		10	14	1	10			2	1			
	6月以上9月未満	1 5	3	3 2		11	15	1	11			3	1			
	9月以上12月未満	1 6	4	3 2		12	16	1	12			4	1			
	12月以上	1 7	5	3 3		13	17	1	13			5	1			
5	3月未満	1 7	5	3 3		13	17	1	13			5	1			
	3月以上6月未満	1 8	6	3 4		14	18	2	14			6	1			
	6月以上9月未満	1 9	7	3 5		15	19	3	15			7	1			
	9月以上12月未満	2 0	8	3 6		16	20	4	16			8	1			
	12月以上	2 1	9	3 7		17	21	5	17			9	1			
6	3月未満	2 1	9	3 7		17	21	5	17			9	1			
	3月以上6月未満	2 2	10	3 8		18	22	6	18			10	1			
	6月以上9月未満	2 3	11	3 9		19	23	7	19			11	1			
	9月以上12月未満	2 4	12	4 0		20	24	8	20			12	1			
	12月以上	2 5	13	4 1		21	25	9	21			13	1			
7	3月未満	2 5	13	4 1		21	25	9	21			13	1			
	3月以上6月未満	2 6	14	4 2		22	26	10	22			14	2			
	6月以上9月未満	2 7	15	4 3		23	27	11	23			15	3			
	9月以上12月未満	2 8	16	4 4		24	28	12	24			16	4			
	12月以上	2 9	17	4 5		25	29	13	25			17	5			

8	3月未満	29	17	45		25	29	13	25		17	5
	3月以上6月未満	30	18	46		26	30	14	26		18	6
	6月以上9月未満	31	19	47		27	31	15	27		19	7
	9月以上12月未満	32	20	48		28	32	16	28		20	8
	12月以上	33	21	49		29	33	17	29		21	9
9	3月未満	33	21	49		29	33	17	29		21	9
	3月以上6月未満	34	22	50		29	34	18	30		22	10
	6月以上9月未満	35	23	51		30	35	19	31		23	11
	9月以上12月未満	36	24	52		30	36	20	32		24	12
	12月以上	37	25	53		31	37	21	33		25	13
10	3月未満	37	25	53		31	37	21	33		25	13
	3月以上6月未満	38	26	54		31	38	22	34		26	14
	6月以上9月未満	39	27	55		32	39	23	35		27	15
	9月以上12月未満	40	28	56		32	40	24	36		28	16
	12月以上	41	29	57		33	41	25	37		29	17
11	3月未満	41	29	57		33	41	25	37		29	17
	3月以上6月未満	42	30	58		34	42	26	38		30	18
	6月以上9月未満	43	31	59		35	43	27	39		31	19
	9月以上12月未満	44	32	60		36	44	28	40		32	20
	12月以上	45	33	61		37	45	29	41		33	21
12	3月未満	45	33	61		37	45	29	41		33	21
	3月以上6月未満	46	33	62		38	46	30	42		34	22
	6月以上9月未満	47	34	63		39	47	31	43		35	23
	9月以上12月未満	48	34	64		40	48	32	44		36	24
	12月以上	49	35	65		41	49	33	45		37	25
13	3月未満		35	65		41	49	33	45		37	25
	3月以上6月未満		35	66		42	50	34	46		38	25
	6月以上9月未満		36	67		43	51	35	47		39	26
	9月以上12月未満		36	68		44	52	36	48		40	26
	12月以上		37	69		45	53	37	49		41	27
14	3月未満		37	69		45	53	37	49		41	27
	3月以上6月未満		38	70		45	54	38	50		42	27
	6月以上9月未満		39	71		45	55	39	51		43	28
	9月以上12月未満		40	72		46	56	40	52		44	28
	12月以上		41	73		46	57	41	53		45	29

1 5	3月未満		4 1	7 3		4 6	5 7	4 1	5 3		4 5	2 9
	3月以上6月未満		4 2	7 4		4 6	5 8	4 1	5 4		4 6	2 9
	6月以上9月未満		4 3	7 5		4 7	5 9	4 2	5 5		4 7	3 0
	9月以上1 2月未満		4 4	7 6		4 7	6 0	4 2	5 6		4 8	3 0
	1 2月以上		4 5	7 7		4 7	6 1	4 3	5 7		4 9	3 1
1 6	3月未満		4 5	7 7		4 7	6 1	4 3	5 7		4 9	3 1
	3月以上6月未満		4 6	7 7		4 8	6 2	4 3	5 8		5 0	3 1
	6月以上9月未満		4 7	7 8		4 8	6 3	4 4	5 9		5 1	3 2
	9月以上1 2月未満		4 8	7 8		4 8	6 4	4 4	6 0		5 2	3 2
	1 2月以上		4 9	7 9		4 9	6 5	4 5	6 1		5 3	3 3
1 7	3月未満		4 9	7 9		4 9	6 5	4 5	6 1			
	3月以上6月未満		4 9	7 9		4 9	6 6	4 6	6 2			
	6月以上9月未満		5 0	8 0		5 0	6 7	4 7	6 3			
	9月以上1 2月未満		5 0	8 0		5 0	6 8	4 8	6 4			
	1 2月以上		5 1	8 1		5 1	6 9	4 9	6 5			
1 8	3月未満		5 1	8 1		5 1	6 9	4 9	6 5			
	3月以上6月未満		5 1	8 2		5 1	7 0	5 0	6 6			
	6月以上9月未満		5 2	8 3		5 2	7 1	5 1	6 7			
	9月以上1 2月未満		5 2	8 4		5 2	7 2	5 2	6 8			
	1 2月以上		5 3	8 5		5 3	7 3	5 3	6 9			
1 9	3月未満		5 3	8 5		5 3	7 3	5 3	6 9			
	3月以上6月未満		5 3	8 6		5 3	7 4	5 3	7 0			
	6月以上9月未満		5 4	8 7		5 3	7 5	5 4	7 1			
	9月以上1 2月未満		5 4	8 8		5 4	7 6	5 4	7 2			
	1 2月以上		5 5	8 9		5 4	7 7	5 5	7 3			
2 0	3月未満		5 5	8 9		5 4	7 7	5 5	7 3			
	3月以上6月未満		5 5	9 0		5 4	7 8	5 5	7 4			
	6月以上9月未満		5 6	9 1		5 5	7 9	5 6	7 5			
	9月以上1 2月未満		5 6	9 2		5 5	8 0	5 6	7 6			
	1 2月以上		5 7	9 3		5 5	8 1	5 7	7 7			
2 1	3月未満		5 7	9 3		5 5	8 1	5 7	7 7			
	3月以上6月未満		5 7	9 4		5 6	8 2	5 8	7 8			
	6月以上9月未満		5 7	9 5		5 6	8 3	5 9	7 9			
	9月以上1 2月未満		5 8	9 6		5 6	8 4	6 0	8 0			
	1 2月以上		5 8	9 7		5 7	8 5	6 1	8 1			

2 2	3月未満		5 8	9 7		5 7	8 5	6 1	8 1			
	3月以上6月未満		5 8	9 7		5 7	8 6	6 2	8 2			
	6月以上9月未満		5 9	9 8		5 8	8 7	6 3	8 3			
	9月以上1 2月未満		5 9	9 8		5 8	8 8	6 4	8 4			
	1 2月以上		5 9	9 9		5 9	8 9	6 5	8 5			
2 3	3月未満		5 9			5 9	8 9	6 5	8 5			
	3月以上6月未満		6 0			5 9	9 0	6 6	8 6			
	6月以上9月未満		6 0			6 0	9 1	6 7	8 7			
	9月以上1 2月未満		6 0			6 0	9 2	6 8	8 8			
	1 2月以上		6 1			6 1	9 3	6 9	8 9			
2 4	3月未満		6 1				9 3	6 9	8 9			
	3月以上6月未満		6 1				9 4	7 0	9 0			
	6月以上9月未満		6 1				9 5	7 1	9 1			
	9月以上1 2月未満		6 1				9 6	7 2	9 2			
	1 2月以上		6 2				9 7	7 3	9 3			
2 5	3月未満		6 2				9 7	7 3	9 3			
	3月以上6月未満		6 2				9 8	7 4	9 4			
	6月以上9月未満		6 2				9 9	7 5	9 5			
	9月以上1 2月未満		6 2				1 0 0	7 6	9 6			
	1 2月以上		6 3				1 0 1	7 7	9 7			
2 6	3月未満						1 0 1	7 7	9 7			
	3月以上6月未満						1 0 2	7 7	9 8			
	6月以上9月未満						1 0 3	7 8	9 9			
	9月以上1 2月未満						1 0 4	7 8	1 0 0			
	1 2月以上						1 0 5	7 9	1 0 1			
2 7	3月未満						1 0 5	7 9	1 0 1			
	3月以上6月未満						1 0 6	7 9	1 0 2			
	6月以上9月未満						1 0 7	8 0	1 0 3			
	9月以上1 2月未満						1 0 8	8 0	1 0 4			
	1 2月以上						1 0 9	8 1	1 0 5			

附 則（平 2 0 . 3 . 2 4 条 例 3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成 1 9 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 2 0 . 1 2 . 1 8 条 例 5）

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 . 1 2 . 2 1 条 例 1）

この条例は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 3 . 2 4 条 例 2）

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 1 2 . 2 1 条 例 4）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 2 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に 4 を加えて得た数を号数とする号給。
- 3 施行日の前日において改正前の条例の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 3 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に 8 を加えて得た数を号数とする号給。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、施行日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 2 3 . 3 . 2 3 条 例 3）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 1 2 . 2 2 条 例 7）

この条例は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 1 2 . 2 1 条 例 6）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 平成 2 4 年 8 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日における給料表の職務の級が 5 級及び 6 級である職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から 8 を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、1）を号数とする号給とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日における職務の級が次の表の（あ）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の（い）欄に掲げる号給である職員の切替日における号給は、同表の（あ）欄

に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の（い）欄に掲げる当該職員が同日に受けていた号給の区分に応じ、それぞれ同表の（う）欄に定める号給とする。

	（あ）	（い）	（う）
行政職給料表	2級	78号給から137号給までの号給	77号給
	3級	70号給から117号給までの号給	69号給
	4級	74号給から105号給までの号給	73号給

（号給の切替え等に伴う経過措置）

- 4 この条例による職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）の改正及び前項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。
- （1）平成24年8月1日から平成25年3月31日まで 100分の2
 - （2）平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の4
 - （3）平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の6
 - （4）平成27年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の4月1日から3月31日までにおける割合に100分の5を加算した割合
- 5 前項に規定する職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1）前項の規定による給料月額が特例給料月額（切替日の前日に受けていた給料月額を職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成22年淀川右岸水防事務組合条例第3号。以下「特例条例」という。）第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合 特例給料月額
 - （2）前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合 同項の規定による給料月額
- 6 附則第4項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。
- 7 附則第5項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第4項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。
- （1）給与条例第13条の2第1項の規定による地域手当
 - （2）給与条例第15条第1項の規定による管理職手当
 - （3）給与条例第17条の規定による時間外勤務手当
 - （4）給与条例第20条の規定による期末手当及び勤勉手当
- 8 附則第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号。以下「退職手当条例」という。）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、切替日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要

な事項は、管理者が定める。

10 この条例による給与条例の改正及び附則第3項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第4条の2第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

12 平成24年8月1日の前日において、この条例による改正前の給与条例第13条の3第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平26. 3. 20 条例3)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 20 条例1)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日に降格した職員等の号給の切替え)

3 改正後の条例の適用の日(以下「適用日」という。)に降格した職員又は適用日前に降格した職員であって適用日に当該降格後最初に昇格したものの号給の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(再任用職員の経過措置)

6 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)である者のうち、新級が平成27年改正条例附則別表職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて平成27年改正条例附則別表に定める額とする。

平成27年改正条例附則別表

施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額

表

職務の級	期 間			
	施行日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
2級	242,580円	236,603円	231,674円	226,745円
3級	253,403円	241,920円	236,880円	231,840円
4級	263,738円	249,371円	247,300円	247,300円

(平成28年条例3一部改正 平28条例10一部改正)

附 則 (平28. 3. 23 条例3)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 4. 26 条例8)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平28. 12. 21 条例10)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平29. 3. 23 条例2)

(施行期日)

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 26 条例1)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円（6級職員にあつては10,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級

職員にあつては10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円(6級職員にあつては9,000円)」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第13条第1項中「扶養親族がある場合」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子(配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。)若しくは扶養親族たる父母等(配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。)がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子(配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。)若しくは扶養親族たる父母等(配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。)」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(その職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。)にあつては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については9,000円(6級職員にあつては6,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円(職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円、」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養

親族」と、第13条第1項中「扶養親族がある場合」とあるのは、「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例 第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則（平30.12.25 条例7）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

別表

給 料 表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	126,300	164,700	221,100	263,200	337,900	370,400
2	127,100	166,400	222,900	265,000	340,200	372,900
3	127,900	168,200	224,700	266,800	342,500	375,400
4	128,700	170,000	226,400	268,600	344,800	377,900
5	129,200	171,600	228,100	270,200	346,900	380,300
6	130,000	173,600	229,900	272,000	349,200	382,800
7	130,800	175,600	231,700	273,800	351,500	385,300
8	131,600	177,600	233,400	275,600	353,800	387,800
9	132,300	179,400	235,100	277,300	356,000	390,300
10	133,200	181,400	236,900	279,200	358,300	392,700
11	134,100	183,400	238,700	281,200	360,600	395,100
12	135,000	185,400	240,400	283,200	362,900	397,500
13	135,900	187,300	242,100	285,000	365,200	399,900
14	136,800	189,300	243,900	287,000	367,500	402,000
15	137,700	191,300	245,700	289,000	369,800	404,100
16	138,600	193,300	247,500	291,000	372,100	406,200
17	139,400	195,200	249,100	292,800	374,300	408,200
18	140,300	197,200	250,900	294,800	376,500	409,900
19	141,200	199,200	252,700	296,800	378,700	411,600
20	142,100	201,200	254,500	298,800	380,900	413,300
21	143,000	203,100	256,100	300,700	383,100	415,000
22	144,100	205,100	257,900	302,700	385,000	416,600
23	145,200	207,100	259,700	304,700	386,900	418,200
24	146,300	209,100	261,500	306,700	388,800	419,800

25	147,400	211,000	263,100	308,600	390,400	421,300
26	148,500	213,000	264,900	310,600	391,900	422,700
27	149,600	215,000	266,700	312,600	393,400	424,100
28	150,700	217,000	268,500	314,600	394,900	425,500
29	151,900	218,900	270,100	316,500	396,400	426,800
30	153,600	220,900	271,900	318,500	397,900	427,700
31	155,200	222,900	273,700	320,500	399,400	428,600
32	156,800	224,900	275,500	322,400	400,800	429,500
33	158,300	226,800	277,200	324,400	402,200	430,400
34	159,900	229,200	279,000	326,400	403,400	431,300
35	161,500	231,700	280,800	328,400	404,600	432,200
36	163,100	233,300	282,600	330,400	405,800	433,100
37	164,700	234,900	284,300	332,400	407,000	434,000
38	166,400	236,800	286,100	334,200	408,000	
39	168,100	238,500	287,900	336,000	409,000	
40	169,800	240,300	289,700	337,800	410,000	
41	171,400	241,900	291,400	339,400	411,100	
42	173,200	243,700	293,500	340,500	411,500	
43	175,000	245,400	295,600	341,600	412,000	
44	176,800	247,200	297,600	342,800	412,500	
45	179,400	248,800	299,500	343,900	412,800	
46	181,000	250,500	301,600	344,900		
47	182,400	252,300	303,800	345,900		
48	183,900	254,200	305,900	346,900		
49	185,500	255,700	307,800	347,900		
50	187,000	257,400	309,800	348,900		
51	188,500	259,200	311,900	349,900		
52	190,000	261,000	313,900	350,900		

53	191,600	262,600	315,900	351,900		
54	193,100	264,300	317,900	352,900		
55	194,600	266,100	319,900	353,900		
56	196,100	267,900	321,900	354,900		
57	197,700	269,500	323,800	355,900		
58	199,200	271,200	325,700	356,900		
59	200,700	272,900	327,600	357,900		
60	202,200	274,700	329,500	358,900		
61	203,700	276,300	331,400	359,900		
62	205,000	278,000	332,800	360,900		
63	206,300	279,700	334,300	361,900		
64	207,600	281,500	335,800	362,900		
65	208,900	283,100	337,100	363,700		
66	210,200	284,800	338,100	364,600		
67	211,500	286,600	339,100	365,500		
68	212,800	288,300	340,100	366,400		
69	214,100	289,900	340,900	367,300		
70	215,100	291,600	341,200	367,800		
71	216,100	293,300	341,500	368,300		
72	217,100	295,000	341,800	368,900		
73	218,100	296,600	341,900	369,400		
74	218,900	298,300	342,200	369,700		
75	219,700	300,000	342,500	370,000		
76	220,600	301,600	342,800	370,300		
77	221,400	303,200	342,900	370,400		
78	222,000			370,700		
79	222,600			371,000		
80	223,200			371,300		

81	223,600			371,400		
82	224,100					
83	224,600					
84	225,100					
85	225,600					
86	226,100					
87	226,700					
88	227,100					
89	227,400					
90	227,500					
91	227,700					
92	227,800					
93	227,900					
94	228,000					
95	228,100					
96	228,200					
97	228,400					
98	228,500					
99	228,600					
100	228,700					
101	228,800					

備考 再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	円	円	円	円	円	円
給料月額	161,500	217,900	230,400	247,300	288,700	315,000

(平28条例3、平28.12.21条例10全部改正、平30条例7全部改正)